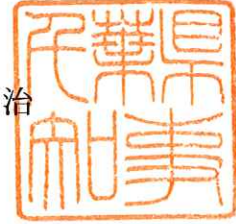


産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都中央区八丁堀一丁目9番6号
氏名 株式会社エコグリーン
代表取締役 石井 光暢

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄治



許可の年月日 平成28年9月28日

許可の有効年月日 平成33年5月21日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

木くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む。」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり

3 許可の条件

産業廃棄物の処理は、午前8時から午後5時までとするとともに、建屋の扉を閉めること及び機器等の維持管理を徹底し、騒音に係る規制基準を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成18年5月22日 新規許可

平成28年9月28日 更新許可

平成28年12月9日 変更届（保管施設の変更）

平成29年1月31日 変更届（破碎施設1基の設置）

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(以下余白)

許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破砕施設A (施行令第7条第8号の2) (平成17年12月27日, 第17-1-194号)	木くず 34.0 t/日 (4.25 t/時×8 時間) (平成18年3月3日)	1	千葉県匝瑳市大寺 字木ノ宮 1473番1, 1474番1, 1475番1, 1476番1, 字助右エ門坂 1462番1, 1462番2, 字山田 1461番1
破砕施設B (施行令第7条第8号の2) (平成29年1月24日, 第28-1-462号)	木くず 27.2 t/日 (3.4 t/時×8 時間) (平成29年1月30日)	1	
破砕施設C (施行令第7条第8号の2) (平成17年12月27日, 第17-1-196号)	木くず 14.7 t/日 (1.84 t/時×8 時間) (平成18年3月3日)	1	

(以下余白)



許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
木くずの保管場所	152 m ² 191 m ³	1	千葉県匝瑳市大寺 字木ノ宮 1473番1, 1474番1, 1475番1, 1476番1, 字助右エ門坂 1462番1, 1462番2, 字山田 1461番1
木くずの保管場所	98 m ² 98 m ³	1	
おがくずの保管場所No. 1	10 m ² 7.0 m ³	1	
おがくずの保管場所No. 2	42 m ² 42 m ³	1	
おがくずの保管場所No. 3	75 m ² 93 m ³	1	
おがくずの保管場所No. 4	54 m ² 54 m ³	1	
木くずチップの保管場所 No. 1	84 m ² 105 m ³	1	
木くずチップの保管場所 No. 2	24 m ² 24 m ³	1	
木くずチップの保管場所 No. 3	44 m ² 38 m ³	1	
残さ物の保管場所No. 1 (金属くず)	8.2 m ² 8.0 m ³	1	
残さ物の保管場所No. 2 (がれき類)	16 m ² 15 m ³	1	
残さ物の保管場所No. 3 (廃プラスチック類)	16 m ² 15 m ³	1	
残さ物の保管場所No. 4 (金属くず)	16 m ² 15 m ³	1	
残さ物の保管場所No. 5 (紙くず)	14 m ² 2.0 m ³	1	

(以下余白)

